

事 務 連 絡

平成 20 年 1 月 31 日

会 員 各 位

社団法人 日本病院薬剤師会

平成 19 年度 がん専門薬剤師の認定申請について (Q & A)

平素より、当会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、当会ホームページでご案内しております「平成 19 年度 がん専門薬剤師の認定申請」に係る Q & A を作成いたしました。これから当該認定申請を予定または検討されている方は、ご参考にして下さい。

なお、当会ホームページの「過去の情報」欄の 2007 年 10 月に掲載されている「平成 19 年度 がん薬物療法認定薬剤師認定申請について (Q & A)」(07, 10, 12) も併せてご参考にして下さい。

平成19年度 がん専門薬剤師の認定申請に係るQ & A

〔1〕 認定申請資格について

【 1 】 認定申請資格について

(質 問 1)

18年度施行の認定申請資格(2)に「薬剤師歴が5年以上あり」という規程は、薬剤師免許登録後5年間以上の期日が経過していればよいのでしょうか。

(回 答)

「薬剤師歴が5年以上あり」とは、薬剤師としての実務経験が5年以上あるということです。つまり、医療機関等(保険薬局を含む)で実際に薬剤師職員として5年以上従事していることを指します。そのため、薬剤師免許登録後の大学院生、大学・企業等で研究開発等に従事した期間は対象外となります。

【 2 】 認定申請資格の「論文」に係る取扱いについて

(質 問 2-1)

現在、学術雑誌にがん領域に係る論文を投稿しており審査を受けております。先々、論文掲載の通知を手にした際に追加提出すれば、今回認定申請することは可能でしょうか。

(回 答)

認定申請の受付締切日までに、求められている論文に掲載済みの場合又は論文掲載の決定に係る通知の写しを提出できなければ、認定申請は認められません。
(認定申請資格を満たさないため、不認定となってしまいます。)

(質 問 2-2)

掲載論文の添付は、論文タイトル、著者名、Abstract を含む頁のコピーを添付すればよいのでしょうか。

(回 答)

掲載された論文の別刷あるいはコピーなど、論文のタイトル、著者名、論文の内容及び図表等の論文の全構成情報を提出して下さい。なお、コピーを提出される場合、文字のにじみ・かすれ等により論文の内容が判読できないものは不可として取り扱います。

(質 問 2-3)

掲載論文について、共同著者が既に前年度又は今回自身の認定申請と同時に、がん専門薬剤師の認定申請に使用しているものを活用することは認められるのでしょうか。

(回 答)

がん専門薬剤師の認定申請においては、1つの論文につき2人まで、当該認定申請に使用することを認めます。ただし、筆頭著者としての認定申請に1回、共同著者としての認定申請に1回の使用に限ります。

なお、共同著者として認定申請に使用する場合には、筆頭著者直筆の使用承諾書等を併せて提出してください。

【 3 】 薬剤管理指導の実績について

(質 問 3)

がん専門薬剤師薬剤管理指導の実績については「50症例以上となっている」ので、できるだけ多くの症例を記載しても申請もよいのでしょうか。また、症例の要約として、どの程度の内容を記載すればよいのでしょうか。

(回 答)

薬剤管理指導の実績については、実務経験として50症例以上を求めているということであって、それ以上の症例があっても申請書には50症例分のみを厳選して記載して下さい。

また、症例の要約については、薬剤師としての薬学的介入とその効果・成果などが明瞭になるように記載して下さい。(カルテや入院サマリーの写しのようなものでは不十分です。)

【 4 】 がん専門薬剤師認定試験の有効期間の取扱いについて

(質 問 4)

平成 18 年度(平成 19 年 2 月実施)のがん専門薬剤師認定試験に合格しましたが、当該試験の有効期間は1年間と聞いています。また、一部のケースでは有効期間が2年間あるという話を聞いておりますが、具体的にどのようなことなのか教えて下さい。

(回 答)

がん専門薬剤師認定試験に合格した場合の有効期間は、原則として1年間です。試験合格後の有効期間が1年間という考え方ですが、試験と同一年度のがん専門薬剤師認定申請(以下、認定申請という)及び次年度の認定申請(試験合格時より約1年後)の2回にわたり有効ということです。(平成 18 年度のがん専門薬剤師認定試験に合格している場合、平成 18 年度、平成 19 年度の認定申請まで有効です。)

続いて、有効期間が2年間になるという場合についてですが、試験の合格時より翌々年度の認定申請までの3回にわたり試験の合格の権利が有効となります。ただし、次の5項目の全てが網羅されている必要があります。

- 1) 当初の有効期間1年の間に、論文を投稿し、翌年度(2回目)のがん専門薬剤師の認定申請時にその論文が審査中であること。
- 2) 論文提出時の受付票(受理の連絡)等を持っており、その写しを提出できること。
- 3) 有効期間1年の満了時から2年目満了時まで、上記1)の論文が学会誌・学術雑誌等に掲載または掲載決定通知されていること。
- 4) 翌々年度の認定申請(3回目の認定申請)時に、上記1)、2)を提出できること。
- 5) ただし、上記1)の論文が掲載拒絶(リジェクト)されていないこと。

※ 試験合格後1年以上の期間が経過した後に論文を投稿した場合は、上記の対象外となります。その場合、認定申請を行うためには、新たになん専門薬剤師認定試験を受験し合格することが求められます。

〔2〕 その他認定申請上の注意について

【 5 】 その他

（ 質 問 5-1 ）

がん専門薬剤師の認定申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

（ 回 答 ）

申請資料は返却いたしませんので、予めご了承下さい。なお、当該資料については、一定期間保管した後、事務局にて適切に処理いたします。

（ 質 問 5-2 ）

がん専門薬剤師の認定申請後の認定審査料の返納は、可能なのでしょうか。

（ 回 答 ）

認定審査料は合否結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。